

Mini Report 2019

Saitama Prefectural Credit Federation
Of Agricultural Cooperatives

2019年9月期 上半期ディスクロージャー誌

Profile

(令和元年9月末現在)

名 称	埼玉県信用農業協同組合連合会(愛称:JAバンク埼玉県信連)
本店所在地	〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号
電話番号	048(829)3504(代表)
ホームページ	https://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/
設 立	昭和23年8月
従 業 員 数	188名
貯 金 残 高	3兆3,204億円
貸 出 金 残 高	3,844億円
出 資 金	1,537億円
自己資本比率	16.35%



Contents

- ごあいさつ……………1
- JAグループ・JAバンクの概要……………2
- 経営方針……………4
- 業績……………5
- リスク管理債権及び金融再生法開示債権……………6
- 有価証券等の時価情報……………7
- 社会的責任と貢献活動……………8
- 機構……………16
- 店舗等一覧……………16
- 情報提供活動……………17



©よりそう

ごあいさつ

平素より私ども埼玉県信用農業協同組合連合会（愛称／J Aバンク埼玉県信連）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当会は、昭和23年の設立以来、県内農業協同組合（愛称／J A）とともに農業専門金融機関として、農業と地域社会の発展を金融面から支援する地域金融機関として歩んでまいりました。

この度、上半期の業績及び活動状況等を皆様にご紹介するため、「Mini Report 2019」を作成いたしました。この小冊子により、当会に対するご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、昨今の経済情勢は、雇用・所得環境の改善が続く中、各種政策の効果等により緩やかな回復が継続しておりますが、先行きについては、通商政策動向や海外経済の不確実性に加え、消費税率引上げや相次ぐ自然災害が経済に与える影響について留意すべき状況にあります。

こうした中、日銀は、物価安定の目標を達成するまで「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策を維持するとしており、金融環境は極めて緩和的な状態が継続するものと思われま

す。金融機関の動向につきましては、異業種参入等で金融サービスが変化する中、資金運用利ざや縮小による収益力低下には歯止めがかからず、金融のデジタル化や店舗統廃合等再編の動きは加速する見通しであり、各金融機関は、経営の健全性と金融仲介機能の発揮を両立しつつ、将来にわたり持続可能なビジネスモデルの構築に取り組んでおります。

農業を取り巻く情勢は、農業就業人口や農地面積の減少などによる生産基盤の弱体化が懸念される中、TPPや日EU・EPAの相次ぐ発効に加え、日米貿易協定の最終合意により国際競争は激化の一途をたどっており、国内農業の経営環境は大変厳しい状況下にあります。

このような情勢のもと、当会では、「第13次中期経営計画」（2019年度～2021年度）の初年度として、3つの基本戦略（「持続可能な収益基盤の構築」「J Aの経営基盤強化支援」「経営基盤の強化・確立」）を掲げたなかで、J Aとの連携を更に深めながらより一層の経営効率化と基盤強化に向けた各種施策に取り組んでおります。

今後も農業及び地域のメインバンクとして、皆様に信頼いただける金融機関であり続けるため、役員一丸となって金融サービスの充実に向け努力を重ねるとともに、更なる経営の健全性向上に取り組んでまいり所存でございます。

引き続き皆様のご理解と一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年12月

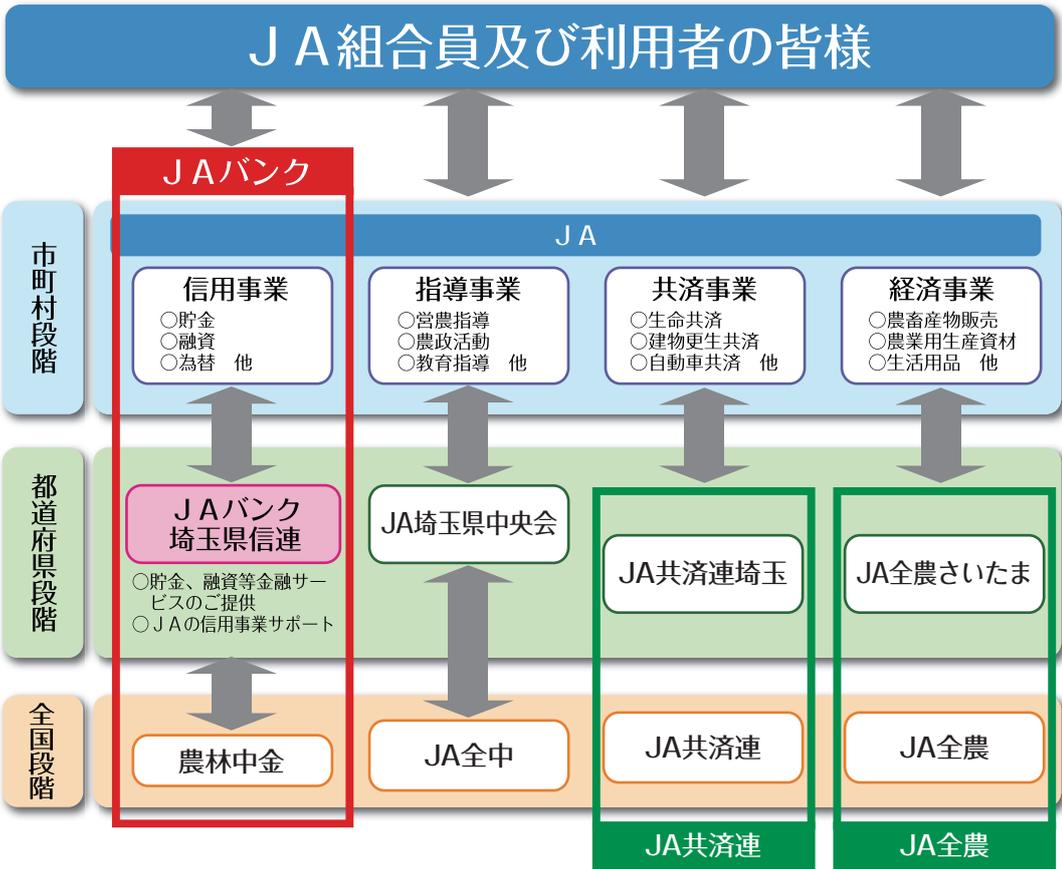
経営管理委員会会長 若 林 龍 司
代表理事理事長 松 本 俊 一

▶ JAグループ・JAバンクの概要

◆ JAグループ

JAグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJA、都道府県段階・全国段階の連合会等の組織で構成し、それぞれが機能を分担し、信用事業のほか、指導事業・経済事業・共済事業等を展開しています。この市町村段階から全国段階までの仕組みを「JAグループ」と呼んでいます。

また、信用事業においては、総称して「JAバンク」と呼んでおり、JAと各都道府県において信用事業の本部機能を担う信連、全国域の本部機能を担う農林中央金庫をもって「JAバンク」グループを形成しています。



◆ JAバンク埼玉

埼玉県内15JAの信用事業部門と当会の機能を総称して、「JAバンク埼玉」と呼び、JAと一体となって信用事業を展開しています。

当会は、信用事業を営む連合会として、JAの事業運営をサポートする県域機能を発揮するとともに、地域金融機関としてJAと一体となって、組合員や地域利用者、企業などの皆様のお役に立つ金融サービスをご提供できるよう努めています。

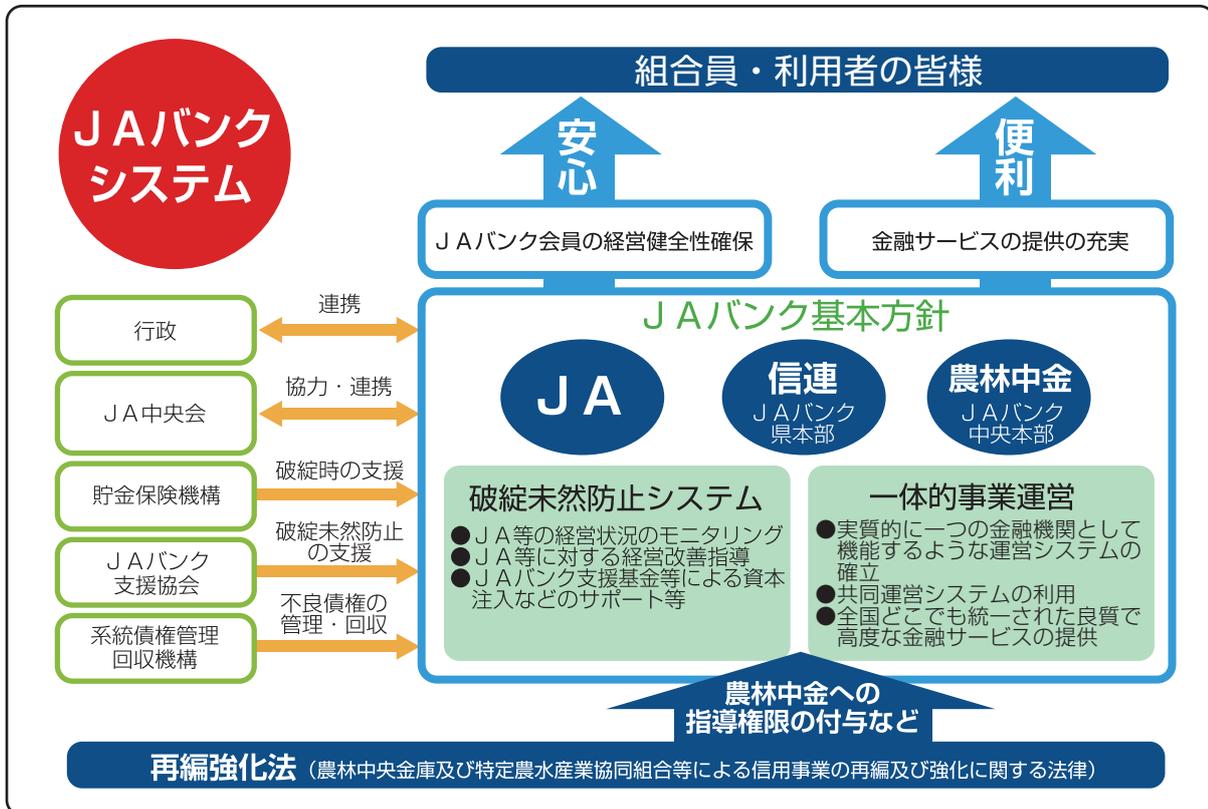
- JAバンク埼玉**
- JAさいたま
 - JAちちぶ
 - JA埼玉岡部
 - JA南彩
 - JAあさか野
 - JA埼玉ひびきの
 - JA花園
 - JA埼玉みずほ
 - JAいるま野
 - JAくまがや
 - JAほくさい
 - JAさいかつ
 - JA埼玉中央
 - JAふかや
 - JA越谷市
 - JAバンク埼玉県信連

◆ J Aバンクシステム

「J Aバンクシステム」とは、J Aバンク会員（J A・信連・農林中金）総意のもと「J Aバンク基本方針」に基づき、J Aバンク会員が総力を結集し実質的に「ひとつの金融機関」として機能する仕組みのことをいいます。

このシステムは、J Aバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

当会は、県内J Aの事業運営のサポート等「J Aバンク埼玉県本部」としての役割を担っています。



◆ J Aバンク・セーフティーネット

J Aバンクでは、より安全な金融機関として信頼を得るため独自の「セーフティーネット」を構築しています。J Aバンク全体で経営の健全性を確保する仕組みである「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」により、組合員・利用者の皆様に一層の安心をお届けします。

破綻未然防止システム

経営破綻を未然に防止するための
J Aバンク独自の制度

- J Aバンクの健全性を確保し、J A等の経営破綻を未然に防止するための独自の制度です。
- J Aの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の定めた経営健全性の基準よりも更に厳しい自主ルール基準（達成すべき自己資本の水準、体制整備等）を設定しています。
- J Aバンク全体で個々のJ Aの経営状況を常時チェックし、適切な経営改善指導等を行います。



貯金保険制度 (農水産業協同組合貯金保険制度)

貯金者等保護のための公的な制度

- 万一、J A等が貯金などの払い戻しができなくなった場合に貯金者などを保護するとともに、資金決済の確保等を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とした制度です。
- この制度は、銀行・信金・信組等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

▶ 経営方針

経営理念

J Aとともに顧客の期待と信頼に応え、地域経済の発展に寄与する金融機関（J Aバンク）を目指す。

経営姿勢

当会は効率的な業務運営のもと、J Aと一体となって強固な経営基盤並びにJ Aバンク埼玉を確立する。

当会は、このような経営理念・経営姿勢のもと、J Aが農業・地域の発展に貢献し続け、組合員・利用者になくなくてはならない組織として存在を確立するため、J Aをサポートしていくことが不変の使命であると認識し、J Aへの収益・機能還元を持続的・安定的に果たし、自己改革の着実な実践を支えていくため、2019年度より「第13次中期経営計画」に取り組んでいます。

第13次中期経営計画（2019～2021年度）

県域機能の更なる役割発揮を目指し、以下の3つを基本戦略として掲げたなかで、J Aとの連携を更に深めながらより一層の経営効率化と基盤強化に向けた各種施策を実践してまいります。

3つの基本戦略

1. 持続可能な収益基盤の構築

資金運用力を強化しつつ、地域農業・経済活性化への貢献を通じて将来にわたる営業基盤を確保することで、持続可能な収益基盤の構築を目指します。

【個別戦略】

1. 資金運用力の強化
2. 事業運営コストの削減・抑制
3. 農業・地域活性化への貢献

2. J Aの経営基盤強化支援

「J Aバンク埼玉中期戦略（2019～2021年度）」の着実な実践に向け、J Aの事業展開や体制整備をサポートし、J Aが事業運営の変革に全力で取り組める環境を整えることを通じて、J Aの存在価値の向上・確立を目指します。

【個別戦略】

1. J Aバンク埼玉中期戦略の実践
2. J A支援体制の強化
3. J A指導体制の強化

3. 経営基盤の強化・確立【前提】

金融機関として具備すべき水準への内部管理態勢の強化、また、人的・物的資源の最大限の活用により、当会が持続的に事業展開をしていくうえで前提となる経営基盤の強化・確立に取り組みます。

【個別戦略】

1. リスク管理の高度化と財務基盤確保
2. 効率的な業務運営体制の構築と人材育成強化

業績

令和元年9月末の業績につきましては、会員J A及び関係機関によるご支援・ご協力のもと、役職員一体となって取り組んだ結果、経常利益は61億25百万円、当期剰余金は49億58百万円を計上いたしました。

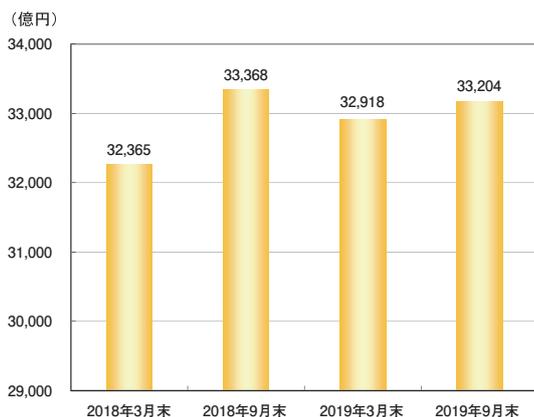
また、自己資本比率は、J Aバンク基本方針で定めた自主ルール8%基準を大きく上回る16.35%となりました。

主な業績及び経営指標の推移

(単位：百万円,%)

	2018年3月末	2018年9月末	2019年3月末	2019年9月末
貯金	3,236,591	3,336,845	3,291,878	3,320,423
貸出	270,883	312,816	366,904	384,412
預け	2,405,469	2,454,208	2,337,530	2,332,392
有価証券	659,636	676,873	691,455	699,281
経常利益	5,435	3,482	5,161	6,125
当期剰余金	4,150	2,530	3,917	4,958
自己資本の額	224,514	227,411	222,402	234,734
リスク・アセット等の額の合計額	1,157,973	1,206,637	1,387,241	1,434,940
自己資本比率	19.38	18.84	16.03	16.35

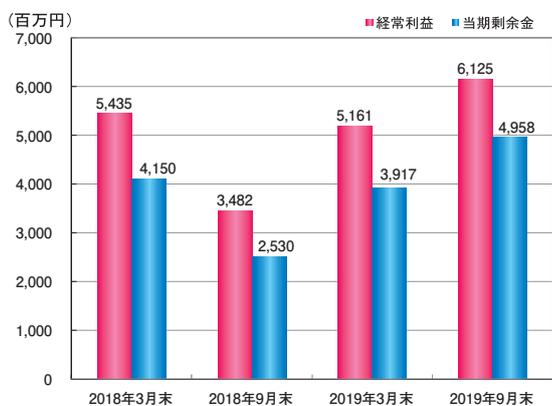
貯金の推移



資金運用の推移



損益の推移



自己資本比率の推移



(注1) 2018年9月末及び2019年9月末の経常利益、当期剰余金並びに自己資本比率は、各期の仮決算結果に基づき算出したものです。

(注2) 自己資本比率は、金融庁・農林水産省告示第2号「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」に基づき算出しています。

▶ リスク管理債権及び金融再生法開示債権

農業協同組合法に基づくリスク管理債権

(単位：百万円)

債権区分	2018年 9月末	2019年 3月末	2019年 9月末
破綻先債権	—	—	84
延滞債権	608	600	570
3カ月以上延滞債権	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—
リスク管理債権合計	608	600	655

(注1) 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

(注2) 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

(注3) 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

(注4) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円)

債権区分	2018年 9月末	2019年 3月末	2019年 9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	15	14	132
危険債権	643	645	580
要管理債権	—	—	0
小計	658	659	712
正常債権	313,217	367,442	384,952
開示対象債権合計	313,876	368,102	385,665

(注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 要管理債権

3カ月以上延滞債権で、(注1)及び(注2)に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

(注4) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(注1)から(注3)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

(単位：百万円,%)

【保全状況】

債権区分	2018年9月末					2019年3月末					2019年9月末				
	債権額 (A)	保全額			保全率 (B)/(A)	債権額 (A)	保全額			保全率 (B)/(A)	債権額 (A)	保全額			保全率 (B)/(A)
		担保・保証等	貸倒引当金	合計(B)			担保・保証等	貸倒引当金	合計(B)			担保・保証等	貸倒引当金	合計(B)	
○リスク管理債権の保全状況															
破綻先債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	84	—	84	84	100.00
延滞債権	608	111	454	566	93.15	600	107	454	562	93.61	570	106	439	545	95.66
3カ月以上延滞債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
リスク管理債権合計(C)	608	111	454	566	93.15	600	107	454	562	93.61	655	106	523	630	96.22
貸出金残高(D)	312,816					366,904					384,412				
リスク管理債権比率	0.19					0.16					0.17				
○金融再生法開示債権区分に基づく保全状況															
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	15	0	15	15	100.00	14	0	14	14	100.0	132	6	126	132	100.00
危険債権	643	118	482	601	93.53	645	119	481	600	93.04	580	111	444	555	95.73
要管理債権	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計(E)	658	119	498	617	93.68	659	119	495	614	93.20	712	117	570	688	96.52
正常債権	313,217					367,442					384,952				
開示対象債権合計(F)	313,876					368,102					385,665				
不良債権比率	0.20					0.17					0.18				

(注1) リスク管理債権比率 = (C) / (D) × 100

(注2) 不良債権比率 = (E) / (F) × 100

(注3) 2019年9月末の計数は、9月末の仮決算において3月末決算と同一に自己査定要領により実施した自己査定結果、並びに資産の償却・引当要領に基づき計上したものです。

▶ 有価証券等の時価情報

有価証券

(単位：百万円)

区 分	取 得 価 額	時 価	差 額
2018年9月末			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	193,743	198,024	4,280
そ の 他	461,286	483,129	21,843
合 計	655,030	681,153	26,123
2019年3月末			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	200,802	209,279	8,476
そ の 他	468,859	490,652	21,792
合 計	669,662	699,931	30,269
2019年9月末			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	203,320	214,097	10,776
そ の 他	470,283	495,961	25,677
合 計	673,604	710,058	36,454

(注1) 有価証券の時価は、各基準日における市場価格等に基づいて算出しています。

(注2) 満期保有目的の有価証券並びにその他目的の有価証券の取得価額は、償却原価適用後、減損後の帳簿価額を記載しています。

金銭の信託

(単位：百万円)

区 分	取 得 価 額	時 価	差 額
2018年9月末			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—
そ の 他	79,199	79,099	△100
合 計	79,199	79,099	△100
2019年3月末			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—
そ の 他	98,199	98,757	557
合 計	98,199	98,757	557
2019年9月末			
売 買 目 的	—	—	—
満 期 保 有 目 的	—	—	—
そ の 他	130,678	134,327	3,649
合 計	130,678	134,327	3,649

(注1) 金銭の信託の時価は、各基準日における市場価格等に基づいて算出しています。

(注2) その他目的金銭の信託の取得価額は、償却原価適用後、減損後の帳簿価額を記載しています。

社会的責任と貢献活動

当会は、埼玉県を事業地域として、県内のＪＡ等が会員となってお互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念とする相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域社会の一員として地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は、組合員等の皆様の経済的・社会的地位の向上を目指し、ＪＡとの強い絆とネットワークを形成することによりＪＡ信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域の皆様に資金供給や経営支援などの金融機能を提供しております。

また、金融面にとどまらず、環境、文化、教育といった多面的分野から、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

事業を通じた地域貢献活動

当会の資金は、その大半が県内のＪＡにお預けいただいた組合員及び地域の皆様の大切な財産である貯金を源泉としています。また、お預かりした貯金は、資金を必要とする地域の皆様や、ＪＡ・農業に関連する企業・団体及び地方公共団体などにもご利用いただいています。

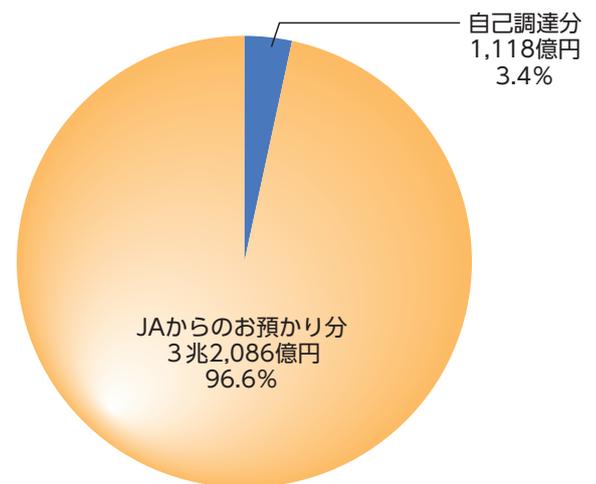
地域からの資金調達の状況

■貯金残高の構成

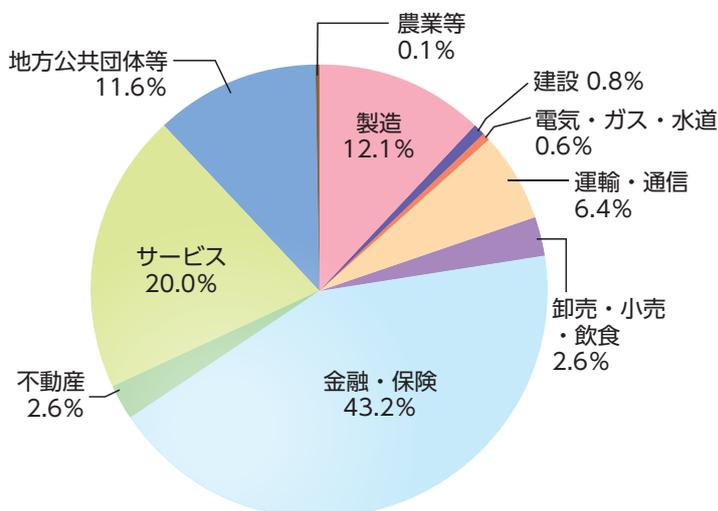
令和元年９月末の当会の貯金残高は３兆３,２０４億円となっており、うち３兆２,０８６億円を県内ＪＡからお預かりしています。

また、ＪＡや農業団体だけではなく、地域金融機関として、地方公共団体や地域の企業などからも広く資金をお預かりしています。

貯金残高 ３兆３,２０４億円
(令和元年９月末)



貸出金残高 ３,８４４億円
(令和元年９月末)



地域への資金供給の状況

■業種別の貸出金残高の構成

地域経済の発展に寄与する金融機関（ＪＡバンク）という経営理念から、地域の企業や個人の皆様の幅広い資金ニーズに迅速・的確にお応えするよう努めています。

また、(株)日本政策金融公庫、(独)住宅金融支援機構などの受託金融機関として、農業・住宅・教育などの制度融資の窓口となっています。

なお、埼玉県債の引受けによる資金は、県の公共事業、社会福祉・文化施設等へ利用されています。

お客さま本位の業務運営の更なる定着

J Aグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を公表するとともに、組合員・利用者の皆様の安定的な資産形成に貢献するための具体的な取り組みを実践しております。

また、その取組状況及び「お客様本位の良質な金融商品・サービスを提供する金融事業者をお客さまが選ぶ上で比較することのできる統一的な指標」（「比較可能な共通KPI」）を公表しております。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

1. お客さまへの最適な商品提供

- (1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。
- (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

農業者等の経営支援に関する取組方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け「金融円滑化にかかる基本的方針」を定め、お客様の経営支援に取り組んでいます。

また、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当会は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。当会は、お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。

金融円滑化にかかる基本的方針

- 1 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
- 2 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に依りて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めてまいります。
- 4 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、次のような体制を整備しております。
 - (1) 理事長以下、専務理事・常務理事・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 常務理事（業務統括本部長）を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
 - (3) リスク統括部・業務部・農業部を構成部門とする「金融円滑化協議会」にて、金融円滑化の観点から個別案件にかかる対応の適切性等に関し協議します。
 - (4) 業務部長・農業部長を「金融円滑化管理担当者」とし、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めてまいります。
- 7 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

農業者等の経営支援に関する体制整備

J Aバンク埼玉では、地域の農業者との関係を一層強化するための体制整備に取り組んでいます。

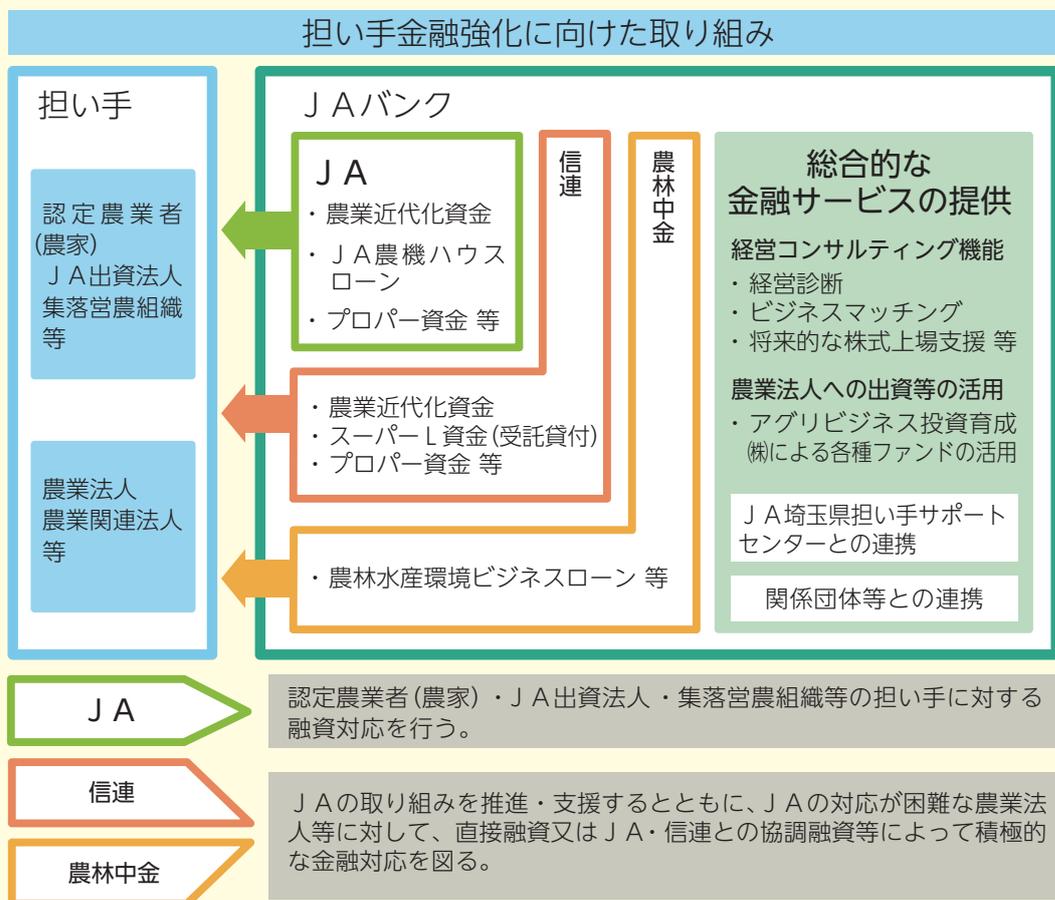
J Aでは営農・経済担当者がお聞きした情報を本支店の農業融資担当者が把握し、農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施しています。なお、県内15 J Aの本店には「担い手金融リーダー」が設置され、支店の活動をサポートしています。

また、農業融資担当者等の専門知識の習得・相談対応力向上を目的に、J Aバンク独自の資格制度である「J Aバンク農業金融プランナー」の資格取得を勧めており、令和元年9月末現在700名（うち当会80名）が取得しています。

当会では農業部を設置し、J Aのサポート・指導、農業法人等への融資相談を担う「県域農業金融センター機能」の拡充・強化を図るとともに、「J A埼玉県担い手サポートセンター」(*)とも連携して、担い手経営体の多様なニーズへの対応に尽力しています。

※ J A埼玉県担い手サポートセンター

「農業者の所得増大」、「農業生産の拡大」に向けて、J A（担い手支援部署）とともに担い手経営体への個別支援・事業提案等を実践することを目的とした県域（県中央会・各連合会）の共通事務機構です。



農業・地域の成長支援への取り組み

● J Aバンク利子補給制度

農業者のお借入に係る金利負担の軽減を目的に、対象資金に対して1%を上限として利子補給を行っています。

- 対象資金** 農業近代化資金、農業経営改善促進資金、
 J A農機ハウスローン、アグリスーパー資金、
 担い手応援ローン、アグリマイティー資金、
 J A飼料用米対応資金



● J A農業資金保証料助成制度

県独自の施策として、農業資金の融資に係る保証料の負担軽減を目的に、対象資金のお借入時に埼玉県農業信用基金協会に支払った保証料全額を助成しています。

- 対象資金** J A農機ハウスローン、農業近代化資金、農業改良資金
 ほか



● 就農支援事業

地域農業の振興・発展への貢献を目的に、県独自の取り組みとして、新規独立就農者又は親元新規就農者が購入した農機具・農業施設等購入費用の一部を助成する「新規就農者農機具等購入支援事業」を行っています。



●アグリビジネス投資育成(株)と連携した各種ファンドの活用

農業をビジネスとして確立させようと積極的に活動し、将来の担い手として期待される農業法人の事業力強化のため、金融サービスの1つとしてアグリビジネス投資育成(株)と連携し、「アグリシードファンド」(農業法人への資本供与)等の各種ファンドを提案しています。



●農業経営者応援サイト「アグリウェブ」の活用

農業経営者が抱える経営課題等の解決を支援することを目的に、農林中央金庫が開設したウェブサイト「アグリウェブ」を通じ、農業経営者への情報提供に取り組んでいます。

また、全国農業協同組合連合会のウェブサイト「アピネス」との連携により、営農技術の情報提供等を行っています。



●サポート事業

「担い手金融リーダー会議」を開催し、担い手金融リーダーの対応力の向上、並びに農業者・農業経営体に対するバックアップ等に努めています。

また、「夏の農機大展示会」(令和元年7月19日～20日)では、「農業資金融資窓口」を設置し、JA農機ハウスローンのPRや融資相談等を行いました。



文化的・社会的貢献に関する事項

当会は、金融機能の提供にとどまらず、地域経済の発展に寄与する金融機関として、自然環境維持・地域文化活動・福祉・スポーツ活動等への貢献にも積極的に取り組んでおり、これらの活動を通じて農業と地域社会の発展と活性化に貢献してまいります。

グラウンド・ゴルフ大会の開催

「埼玉県農協年金友の会連絡協議会」との共催により、グラウンド・ゴルフ大会を開催し、「年金友の会」（愛称：ゆうゆう会）の活性化並びに、地域の皆様の健康づくり、仲間づくり等に協力しています。

第23回埼玉県農協年金友の会グラウンド・ゴルフ大会
令和元年5月22日
熊谷スポーツ文化公園 彩の国くまがやドーム



埼玉森林サポータークラブへの助成

水資源や豊かな農地を次世代に引き継ぐため、県内で森林保護ボランティア活動を実施している特定非営利活動法人埼玉森林サポータークラブへ、役職員からの寄付金並びに当会からの助成金を進呈いたしました。

令和元年9月20日
若林会長より埼玉森林サポータークラブ
霜触会長(左)へ寄付金を進呈



埼玉県社会福祉事業団への助成

地域福祉への貢献の一環として、埼玉県の社会福祉施設の管理・運営を実施している社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団へ、役職員からの寄付金並びに当会からの助成金を進呈いたしました。

令和元年9月25日
埼玉県社会福祉事業団牧理事長（左）より
感謝状を受領



AEDの設置・講習会の開催

当会では、施設内にAED（自動体外式除細動器）を5台設置し、心室細動等の緊急事態に備えています。

また、AED講習会を毎年開催し、職員は使用方法、初期救命措置等の知識・技術の習得向上に努めています。



JAバンク食農教育応援事業

次代を担う子どもたちが、食・環境と農業への理解を深めるきっかけとなることを願い、教材本を県内小学校に贈呈いたしました。



農業教育の充実に関する支援

農業教育の充実、新規就農者の確保・育成を目的として、埼玉県農業大学校への支援に関する協定を平成31年3月に埼玉県と締結しました。

具体的支援策としては、5年間寄付金を拠出すること、並びにカリキュラムの充実に関する連携として令和元年9月12日に同校で特別講義を行いました。



令和元年9月12日
埼玉県農業大学校での講義

各種相談会・セミナーの開催

●JA年金相談会の開催

JAバンク埼玉では、組合員・地域の皆様からの年金相談ニーズに応えるため、社会保険労務士を招いて「JA年金相談会」を上期に104回開催し、延べ898名のお客様にご来場いただくとともに、896件の相談に対応いたしました。



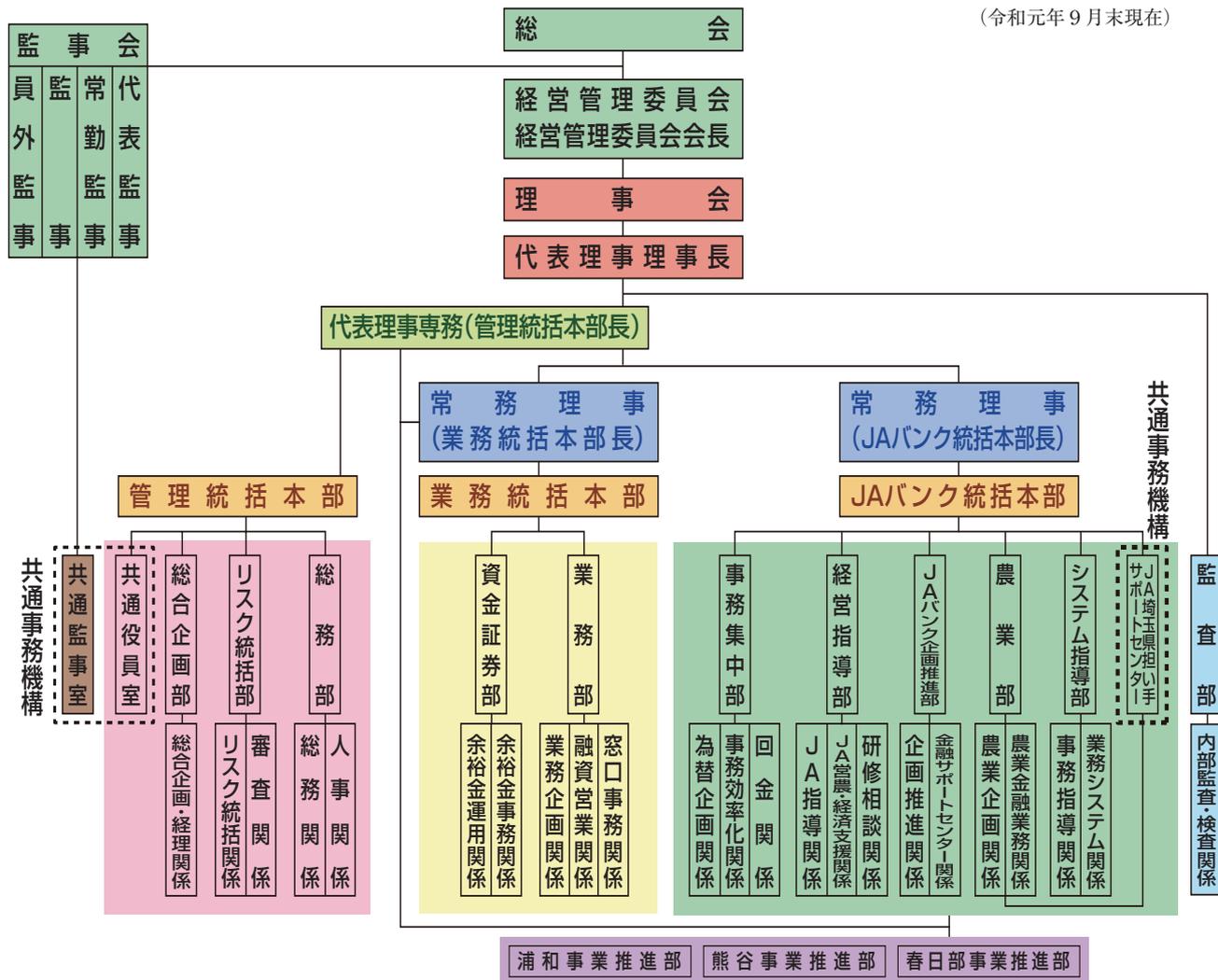
●各種セミナーの開催

JAバンク埼玉では、相続・遺言等に係る相談ニーズへの対応として、各種セミナーを上期に11回開催し、多くのお客様にご来場いただきました。個別のご相談にも随時対応しています。



▶ 機 構

(令和元年9月末現在)



▶ 店舗等一覧

(令和元年9月末現在)

■ 営業店舗

名称	所在地	代表電話番号	FAX番号
本店	〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号	048(829)3504	048(829)3588

■ 推進拠点

名称	所在地	代表電話番号	FAX番号
浦和事業推進部	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2丁目16番6号	048(829)3010	048(829)3013
熊谷事業推進部	〒360-0031 熊谷市末広1丁目62番地	048(524)9711	048(525)4543
春日部事業推進部	〒344-0067 春日部市中央1丁目52番地8	048(737)6111	048(736)4434

▶ 情報提供活動

当会の概要や経営・財務情報は
インターネットでご覧いただけます。

ホームページでは、当会の概要や経営・財務情報をはじめ、各種金融商品の最新情報、JAバンク埼玉の各種お知らせなどを掲載しています。
皆様から、より多くのアクセスをお待ちしています。

JAバンク埼玉県信連
ホームページ

<https://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/>



The screenshot shows the homepage of JA Bank Saitama Ken Shin Ren. The header includes the logo, navigation links like 'リンク' and 'サイトマップ', and a search bar. A green navigation bar contains links for '概要', '業務のご案内', '地域貢献活動', 'ディスクロージャー', '採用情報', and '指針・方針・制度に関するご案内'. The main content area features a large image of a mountain landscape with the text: 'JAとともに顧客の期待と信頼に応え、地域経済の発展に寄与する金融機関を目指します。' On the right, there are buttons for '個人向け', '法人向け', and 'ATM・店舗検索'.

JAバンク埼玉
ホームページ

<https://www.jabank-saitama.or.jp/>



The screenshot shows the homepage of JA Bank Saitama. The header includes the logo, navigation links like 'リンク' and 'サイトマップ', and a search bar. A green navigation bar contains links for 'JAバンクについて', 'ためる・ふやす', 'かりる', 'のこす', '便利なサービス', '農業融資', and '店舗・ATM'. The main content area features a large image of a cartoon dog sitting on a bench with the text: 'いつでも、どこでも、手軽で便利！
便利なJAネットバンクをご紹介します。' On the right, there are buttons for '個人向け' and '法人向け'. At the bottom, there are buttons for '個人JAネットバンク', '手数料無料ATM', 'ローン相談会', and '農業融資'. A warning box at the bottom right says '金融犯罪にご注意ください'.



耕そう、大地と地域の未来。



 **JAバンク埼玉県信連**
埼玉県信用農業協同組合連合会

〒330-9001 さいたま市浦和区高砂3丁目12番9号
TEL 048-829-3504 FAX 048-829-3588

JAバンク埼玉県信連ホームページ

<https://www.jabank-saitama.or.jp/kenshinren/>

